

重要事項説明書

- ★ 当事業所は介護保険の指定（福岡県指定 4062290079 号）を受けたサービス事業所です。当事業所の概要・訪問看護サービスの内容、契約上ご注意頂きたい点についてご説明致します。

☆訪問看護とは？

保健師・看護師・准看護師・作業療法士等がご家族を訪問し、療養上のお世話や診療の補助を行います。

- ① 介護保険・医療保険のどちらでもご利用できます。
介護保険で要介護（支援）の認定を受けたご契約者に対し居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って提供され、回数の制限はありません。
- ② ご契約者に計画に基づくサービス提供が確保されるよう、指定居宅介護支援事業者との連絡調整を図り、必要に応じてサービス内容の変更を行います。

※要介護認定の結果「自立」と認定された方、要介護認定前でも、医療保険でのサービス利用も可能です。

1. 事業者概要について

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 松岡会 |
| (2) 所在地 | 福岡県久留米市安武町住吉 1 7 6 6 |
| (3) 電話番号 | (0 9 4 2) 2 6 - 2 1 5 1 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 北原 清恵 |
| (5) 設立年月日 | 平成 1 0 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要について

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅サービス事業所 |
| (2) 事業の目的 | 指定訪問看護ステーションの従事者が、要介護者の依頼を受け、居宅サービス計画に基づくサービス提供を行う事により ADL の維持及び QOL の向上を図る。また、適正なサービス実施の為介護支援専門員等と連絡調整の上、継続管理を行う。 |
| (3) 事業所の名称 | やすたけ訪問看護ステーション
平成 1 2 年 3 月 3 0 日指定 福岡県第 3 5 5 号 |

- (4) 所在地 福岡県久留米市安武町住吉 1 7 6 6
(5) 電話番号 (0 9 4 2) 2 6 - 2 1 5 1
(6) 管理者氏名 廣松 伸隆
(7) 運営方針 安心して在宅介護が継続できるようにご契約者のニーズに応じたサービスを提供する。親切・丁寧な「心のこもったケア」を運営方針とする。
(8) 開設年月日 平成 1 2 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域型及び営業時間

- (1) 事業の実施地域 久留米市・柳川市・大川市・三潞郡・三養基郡
(2) 営業日及び営業時間

営業日 月～土 但し祝祭日・年末年始(12/30～1/3)及び盆休(8/13～15)を除く。
営業時間 8:45～17:00

4. 職員の体制

※職員の配置は指定基準を遵守しています。

管理者を含む 4 名の看護師を配置(常勤換算 4.0)

1 名の准看護師を配置(常勤換算 1.0)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

通常ご提供するサービスについては、法律の規定に基づき、費用の 7～9 割は介護保険から給付されます。費用の 1～3 割が自己負担となりますが、保険料の滞納等により、介護保険からの料金受領が出来ない場合、下記サービス利用料金を一旦全額お支払い頂きます。料金は、時間・提供者の資格等によって異なります。

(1) 通常サービスの内容

病状の観察や床ずれの手当て 等

《交通費》

通常の事業区域外の場合、交通費の実費を頂きます。

《利用料金等のお支払方法》

費用は一ヵ月毎にご請求いたしますので、担当者に直接お支払いください。

(1) サービス提供を行う看護師等

(2) 担当者の交替

事業者の都合により止むを得ず担当の交替をお願いする場合、ご契約者様にサービスの利用上不利益が生じないよう十分配慮致します。

担当の交替を希望される場合、不適任と認められる事情等、希望理由を明確にし、
交替を申し出る事が出来ます。ただし、指名は出来ません。

当事業所は、24 時間オンコール体制（電話による連絡体制）にあり、主治医と連携し、必要に応じて訪問を行います。

（１） 苦情の受け付け

$$(0\ 9\ 4\ 2)\ 2\ 6-2\ 1\ 5\ 1$$

(2) 行政機関その他の苦情受け付け時間

◎国民健康保険団体連合会 (092) 642-7859

令和 年 月 日

印

印

3

《ご利用者様》

住 所

氏 名

印

※ ご本人様の意思確認が困難な場合

代理人

住 所

氏 名

印

続 柄